

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第36号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（仮設建築物等の許可申請に係る添付図書又は書面）</p> <p>第20条 法第85条第3項若しくは<u>第6項</u>又は法第87条の3第3項若しくは<u>第6項</u>の規定による市長の許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>[（1）～（3） 略]</p>	<p>（仮設建築物等の許可申請に係る添付図書又は書面）</p> <p>第20条 法第85条第3項若しくは<u>第5項</u>又は法第87条の3第3項若しくは<u>第5項</u>の規定による市長の許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>[（1）～（3） 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。